NAGASHIMA 長島・大野・常松法律事務所

International Trade Legal Update

国際通商・経済安全保障ニュースレター

2026 年 5 月

国際通商・経済安全保障ニュースレター　No. 44

米国最新法律情報　No. 165

NO&T Client Alert　2026 年 5 月 22 日号

1974 年通商法 122 条に基づく 10%関税を違法とする国際貿易裁判所の判決

弁護士・ニューヨーク州弁護士　塚本　宏達

弁護士　近藤　亮作

ニューヨーク州弁護士　木原　慧人アンドリュー

1. はじめに

2026 年 5 月 7 日、米国の関税・税関・輸入関連措置等の事件を管轄する国際貿易裁判所（「**CIT**」）は、The State of Oregon, et al. v. United States, et al.及び Burlap and Barrel, Inc., et al v. United States, et al.において、第 2 次トランプ政権が 1974 年通商法 122 条（「**122 条**」）に基づき導入した 10%の追加関税（「**122 条関税**」）について、同条の法定要件を満たしておらず違法であるとの判決を下しました（「**本判決**」）。

122 条は、「大規模かつ深刻な」（"large and serious"）米国の「国際収支赤字」（"balance-of payments deficits"）を含む「根本的な国際決済上の問題」（"fundamental international payments problems"）に対処するため、大統領に対し、最大 150 日間、最大 15%の従価税による一時的な輸入追加関税（課徴金）を課す権限を付与する規定です。今回の 122 条関税は、2026 年 2 月 20 日に連邦最高裁が IEEPA 関税を違法と判断したことを受け[1]、トランプ大統領が同日に発出した大統領布告第 11012 号[2]に基づき、重要鉱物、エネルギー関連製品、農畜産物、医薬品関連製品、電子機器、乗用車・バス・トラック等の一部の特定の除外品を除く全世界からの輸入品に対して課したものです。当初の 122 条関税の適用期間は、2026 年 2 月 24 日から同年 7 月 24 日までとされています。

本ニュースレターでは、本判決の内容、今後の上訴手続、122 条関税の徴収継続及び将来的な還付可能性、並びに米国向け輸出・米国輸入を行う日本企業にとっての実務上の対応等について整理します。

---

[1] 2026 年 2 月 20 日に IEEPA 関税を違法と判断した連邦最高裁判決については、国際通商・経済安全保障ニュースレター「IEEPA 関税を違法とする連邦最高裁判決とその影響・対応」（2026 年 2 月）もご参照ください。

[2] 2026 年 2 月 20 日付け大統領布告第 11012 号については、こちらをご参照ください。

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

2. 本判決の内容

(1) 事件の概要

本件は、民間の輸入業者である Burlap and Barrel, Inc.及び Basic Fun, Inc.の 2 社、並びにオレゴン州を含む 24 州が、122 条関税は大統領権限の違法又は違憲な行使であるとして、CIT に提訴したものです。

本件は、Mark A. Barnett 首席判事、Claire R. Kelly 判事及び Timothy C. Stanceu 判事の 3 名から構成される合議体により審理されました。

CIT は、まず、ワシントン州を除く 23 州の「非輸入者」(”non-importers”) について、122 条関税を現に支払っている、又は近い将来支払うことになるとの具体的な主張が十分ではないとして、原告適格を否定しました。他方で、輸入業者である Burlap and Barrel, Inc.及び Basic Fun, Inc.、並びにワシントン州については、本案判断に進むことを認めました。

本判決は 122 条関税の違法性を認めたものの、事案としての**救済の範囲は、実際に 122 条関税を支払ったこと等を示し、実際の損害があることを立証した原告に限定されており、すべての輸入者に直ちに同じ救済が及ぶものではない**ことに、留意する必要があります。

(2) 122 条の解釈に関する多数意見

本判決の中心的な争点は、大統領布告第 11012 号が指摘した米国の貿易赤字、経常収支赤字及び国際投資ポジションの純マイナス分が、122 条にいう「大規模かつ深刻な」米国の「国際収支赤字」に該当するかという点です。

Barnett 首席判事及び Kelly 判事による多数意見は、122 条制定当時である 1974 年において、議会が「国際収支赤字」という用語をどのような意味で用いていたかを重視し、詳細に立法経緯を分析しました。その上で、多数意見は、122 条にいう国際収支赤字とは、単に貿易赤字や経常収支赤字を広く含む概念ではなく、三つの概念、すなわち流動性収支、公的決済収支及び基礎収支といった観点から捉えられる国際収支上の赤字を意味すると解釈しました。

その結果、多数意見は、大統領布告第 11012 号が指摘する米国の貿易赤字等、すなわち、大規模な貿易赤字、経常収支の赤字、純対外投資ポジションのマイナス、そして（経常収支の一部である）一次所得・二次所得収支の赤字が存在することは、122 条にいう国際収支赤字には該当せず、同布告は 122 条の発動要件を満たしていない、すなわち、大統領による 122 条関税の賦課は権限逸脱（ultra vires）であると判断しました。

また、多数意見は、政府が主張するように 122 条を広く解釈すると、議会による実質的な制約なしに行政権が広範な関税を課すことを可能にし、非委任原則の問題（non-delegation issue）を含む重大な憲法上の懸念を生じさせ得るとも指摘しました。

この点は、2026 年 2 月 20 日の IEEPA 関税に関する連邦最高裁判決でも指摘されていたように、米国裁判所が、大統領による一方的かつ広範な関税措置について、議会からの明確な授権の有無を厳格に確認する姿勢を示したものといえます。

(3) 差止命令の範囲

多数意見は、輸入者である原告適格を有する原告らが恒久的差止命令（permanent injunction）の要件を満たしていると判断し、これらの原告の輸入貨物について、122 条関税の徴収を差し止めました。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

他方で、**CIT は、122 条関税の対象となるすべての輸入品に広く適用される普遍的差止命令（universal injunction）の要件までは満たされていないと判断しました**。

そのため、**本判決に基づく差止命令の効力は、現時点では、原告である Burlap and Barrel, Inc.、Basic Fun, Inc.及びワシントン州に限定されています**。

もっとも、政府は本判決を連邦巡回区控訴裁判所（「**CAFC**」）に直ちに上訴しており、CAFC は 2026 年 5 月 12 日、CIT の差止命令について行政上の停止を認めています。そのため、差止命令の効力及び範囲については、今後の上訴審の判断により変更される可能性があります。

(4) Stanceu 判事の反対意見

Stanceu 判事は、122 条にいう「国際収支」を、流動性収支、公的決済収支又は基礎収支といった特定の測定方法に限定する多数意見の解釈は、立法経緯を過度に限定的に読むものだと批判し、多数意見に反対しました。

また、国際収支赤字をどのように測定するかという問題は司法府の専門領域ではなく、裁判所は行政当局の経済的判断を後から置き換えることに慎重であるべきだとも述べています。

もっとも、同判事の反対意見の趣旨は、大統領布告第 11012 号が適法であると積極的に判断するものではなかった点に、留意が必要です。略式判決（summary judgment）を下すためには、重要な事実に関する真の争点が存在しないという要件等を満たす必要があります。多数意見は、第一に、争点となる重要な事実はないと判断し、第二に、大統領布告第 11012 号は 122 条にいう「国際収支」を、流動性収支、公的決済収支及び基礎収支流動性により測定されることを前提としていないため違法だと判断しましたが、Stanceu 判事は、これらの旨の判断を裁判所が検討している旨の通知が当事者に与えられることもなく、ひいては通知があったならば回答するための合理的な期間も与えられることがないまま略式判決がなされたことには、手続的な違法があるとの立場を示しました。

3. 本判決の影響と考えられる対応

(1) 当面は 122 条関税の徴収が継続

政府は、本判決の翌日である 2026 年 5 月 8 日、CAFC に上訴しました。また、2026 年 5 月 12 日、CAFC は、CIT の恒久的差止命令について行政上の停止を認めました。

したがって、CIT が 122 条関税を違法と判断したにもかかわらず、現時点では、少なくとも CAFC による追加判断が出るまで、122 条関税の徴収が継続される可能性が高い状況です。

また、本件は、IEEPA 関税訴訟と同様、米国大統領の関税権限の限界という重要な問題を含むため、CAFC の判断後、さらに連邦最高裁による審査に進む可能性が相当程度見込まれます。他方で、122 条関税自体は、2026 年 7 月 24 日に失効する見込みであり、議会による明示的な延長がない限り、徴税自体はその期限をもって終了することになります。

(2) 将来の還付可能性

本判決が今後 CAFC 又は連邦最高裁において維持され、122 条関税の違法性が最終的に確定した場合、過去に納付された 122 条関税について、将来的に還付を受けられる可能性があります。ただし、争われている 122 条関税の適法性についての実体的なポイントに関する本件 CIT の判決の中身が、それらの上級審により認められることが前提であり、CIT レベルにおいて 2 対 1 の判断となっている本件がどのような帰結となる

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

かは、現時点では予見できません。

122 条関税についても、最終的に違法性が確定した場合には、IEEPA 関税の場合と同様に、清算（liquidation）又は再清算（reliquidation）を通じた還付手続が利用可能となる可能性があります[3]。もっとも、その具体的な方法や時期は、個々の輸入申告の種類、清算状況、CBP が設ける手続、さらには今後の裁判所の命令内容によって左右されると考えられます。

(3) 輸入者としての実務対応

将来の還付可能性を確保するためには、IEEPA 関税での対応と同様に、個々の輸入申告エントリの状況を適切に管理しておくことが重要です。

米国関税実務では、輸入時に関税が仮納付され、その後、CBP による清算により関税額等が最終化されます。清算後は、通常、清算から 180 日以内に CBP に対する異議申立て（protest）を行わなければ、清算が最終的なものとなり、後日の修正や還付のためにとることができる法的手段が限定される可能性があります。

したがって、特に今後、清算が近づいたエントリや、既に清算済みで protest 期限が近接してきたエントリについては、将来的な還付可能性を保全するために protest を行うべきかどうか、個別に検討する必要があります。

また、返還を求めるための訴訟を提起する必要性が出てくる可能性がないかどうか、今後の 122 条関税を巡る米国での訴訟の進展を注視していくことも重要と考えられます。

(4) 下流購入者・日本企業側の留意点

米国において、輸入者（Importer of Record）ではないものの、米国子会社、販売会社、顧客又はサプライヤーを通じて、実質的に 122 条関税のコストを負担している日系企業もあるところです。

このような下流購入者については、自ら CBP に対して直接還付請求を行う立場にない場合が多いため、輸入者であるサプライヤーやグループ会社との契約関係や連携を早い段階で精査し、将来還付が行われた場合の還付金の帰属や、契約上、122 条関税を含む追加関税の負担者がどのように定められているかについて、必要があれば見直しや調整を行うことが有益であることも考えられます。

(5) 301 条関税への移行可能性

第 2 次トランプ政権は、より長期的かつ広範な関税措置の根拠として、1974 年通商法 301 条に基づく複数の調査を開始しています[4]。これらの調査では、強制労働への対応不足や産業の過剰生産能力などが問題とされています。

301 条は、調査の結果として課される関税について、122 条のような明確な期間制限や税率上限を置いておらず、122 条関税の失効前後に、301 条調査の結果を公表し、これを根拠に新たな追加関税措置を導入する可能性があります。

米国向け輸出・米国輸入を行う企業としては、122 条関税の上訴動向だけでなく、進行中の 301 条調査の対象範囲、コメント手続、対象産品リストの公表時期等についても、継続的に情報を確認する必要があります。とりわけ、対象品目の範囲、除外品目の範囲、また、品目毎に異なる可能性がある税率については、調

---

[3] 清算（liquidation）、再清算（reliquidation）等関税に関する基本的な考え方については、国際通商・経済安全保障ニュースレター「IEEPA 関税を違法とする連邦最高裁判決とその影響・対応」（2026 年 2 月）3.（2）もご参照ください。

[4] 2026 年 3 月 11 日に米国通商代表部が開始した 1974 年通商法 301 条調査については、国際通商・経済安全保障ニュースレター「日本を対象とする 1974 年通商法 301 条調査の開始 ～見通しと日本企業としての対応ポイント～」（2026 年 3 月）もご参照ください。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

査進行中からリアルタイムでの情報収集を行うことで、自社への影響の予想に役立つ可能性があります。

4. さいごに

本判決は、IEEPA 関税に続き、第 2 次トランプ政権による関税措置について、米国裁判所が大統領権限の限界を示した重要な判断といえます。

もっとも、本判決は CIT の判断であり、政府は既に CAFC に上訴しています。また、CIT による差止命令は原告らに限定されており、さらに CAFC により行政上の停止が認められているため、122 条関税の徴収が直ちに全面的に停止される状況にはありません。

122 条関税を納付している、又は納付する可能性のある企業としては、今後の上訴審の動向を注視しつつ、自社又は米国子会社の輸入エントリ、納付済み関税額、清算状況、protest 期限等を整理し、将来的な還付請求や異議申立てに備えることが重要です。

また、米国向け輸出取引において実質的に 122 条関税のコストを負担している日本企業においては、Importer of Record である米国子会社、販売会社、顧客又はサプライヤーと連携し、将来還付が行われた場合の取扱いを含め、契約上・実務上の対応を確認しておくことが望まれます。

2026 年 5 月 22 日

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

[執筆者]

塚本 宏達（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー）
hironobu.tsukamoto@nagashima.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP（シリコンバレー）勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。

近藤 亮作（弁護士 カウンセル）
ryosaku.kondo@nagashima.com

前在ジュネーブ国際機関日本政府代表部勤務（国際通商紛争処理担当）、元外務省経済局国際貿易課国際経済紛争処理室勤務。国内外の依頼者に対して、国際通商法（各国通商関連措置、アンチダンピング等の貿易救済事案、サプライチェーンほか）、紛争処理、コンプライアンス、コーポレート、危機管理業務などを取り扱う。最近の主な著作に、「WTO アンチダンピング等最新判例解説（115）〔米国〕1974 年通商法 301 条に基づく対中追加関税措置の 4 年後法定レビュー」（国際商事法務（国際商事法研究所）2025 年 1 月号）、「法務担当者のためのポリティカルリスクマネジメント」（NBL（商事法務）2022 年 9 月 15 日号（共著））、「経済安全保障推進法の実務対応をさぐる契約実務、企業コンプライアンスへの影響と対応」（ビジネス法務（中央経済社）2022 年 9 月号（共著））など。

木原 慧人アンドリュー（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP ニューヨーク州弁護士）
andrew-keito.kihara@nagashima.com

2022 年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D.（Juris Doctor）を取得。卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、主に国際案件（国際取引、セキュリティー規制、訴訟等）に携わっている。ロースクール入学前はコーネル大学にて応用経済学士号を取得。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<https://www.nagashima.com/newsletters/>より「Legal Lounge」に会員登録ください。
ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter@nagashima.com>までご連絡ください。

ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu